

# 10 資料編

- 身元不明の生活保護受給者に対する身元確認の徹底について  
別紙「身元不明者照会依頼票」

## 厚生労働省通知文（下記ホームページ参照下さい）

### ■ 平成 26 年 9 月 19 日

今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組みのあり方  
「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果の公表等」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakuuishinshitsu/2.pdf>

### ■ 平成 27 年 6 月 26 日

「身元不明の認知症高齢者等に関する情報の掲載等について（追加依頼）」

※ 都道府県・指定都市認知症施策担当者会議資料(平成 27 年 10 月 13 日) : p69~p77

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/02\\_3.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/02_3.pdf)

## (参考) 認知症チェックのツール

### ■ 認知症チェックシート（認知症のチェックをしてみませんか？）

- 兵庫県ホームページを参照下さい。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/25nintisyousi-to.html>

- 健康ひょうご 21 県民運動ポータルサイトでもチェックできます。

<http://www.kenko-hyogo21.jp/health/kokoro/kokoro04/>

### 自分でできる認知症の気づき 「認知症チェックシート」をやってみましょう。

#### ■ 最近1ヵ月以内のことを思い出してご回答ください。

※ご家族の方や身近な方がチェックすることもできます。  
(該当項目に○) チェックした方は(ご本人・ご家族等)

NO	質問内容	1点	2点	3点	4点
1	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
2	5分前に置いた財布を思い出せないことがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
3	自分の生年月日がわからなくなることはありませんか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
4	今日が何月何日かわからないときがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
5	自分のいる場所がどこかわからなくなることはありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
6	道に迷って家に帰って来られなくなることはありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
7	電気やガスや水道が止まってしまったときに、自分で適切に対応できますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
8	一日の計画を自分で立てることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
9	季節や状況に合った服を自分で選ぶことができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
10	一人で買い物はできますか。 ※一人で買い物をする必要のない場合、必要なものを必要に応じて買うことができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
11	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
12	貯金や出入り、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
13	電話をかけることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
14	自分で食事の準備はできますか。 ※自分で食事の準備をしないといけない場合は、必要な食材を自分で調達または配達を依頼して準備することができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない

NO	質問内容	1点	2点	3点	4点
15	自分で、誰を決まった時間に決まった分量のものを食べますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
16	入浴は一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声かけを 要する	一部介助 を要する	全介助を 要する
17	着替えは一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声かけを 要する	一部介助 を要する	全介助を 要する
18	トイレは一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声かけを 要する	一部介助 を要する	全介助を 要する
19	身だしなみを整えることは一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声かけを 要する	一部介助 を要する	全介助を 要する
20	食事は一人でできますか。 ※食事は、介助がなくても一人で食べることができますか。	問題なく できる	見守りや 声かけを 要する	一部介助 を要する	全介助を 要する
21	家の中での移動は一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声かけを 要する	一部介助 を要する	全介助を 要する
小 計		1点×( ) = ( )	2点×( ) = ( )	3点×( ) = ( )	4点×( ) = ( )

DASC-21 認知症高齢者自立支援プログラム 認知症高齢者生活支援プログラム 認知症高齢者生活支援プログラム  
No.1~21 (21項目)の合計点

No.1~21の項目の合計点が、「31点以上」の場合は、  
認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。

**かかりつけ医などの身近な医療機関に受診してください。**  
※かかりつけ医や身近な医療機関を受診される場合は、この「認知症チェックシート」をご持参ください。  
※かかりつけ医がない場合や、お近くの医療機関がわからない場合は、裏面の「おの忘れコールセンター」へご相談ください。  
※合計点が「31点未満」でも、気になることがある場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関、その他の相談窓口にご相談ください。

認知症は、誰にでも起こりうる病気です。  
一人で悩まず裏面に記載している相談窓口にご相談ください。

65歳以上の高齢者について、認知症有病率15%、MCI（正常でも、認知症でもない中間の状態の人）の有病率13%と推定されています。  
MCIの人が全て認知症になるわけではありませんが、早期発見・早期対応を行うことで認知症への移行や進行を遅らせることが可能な場合もあると言われています。認知症予防は、日頃の生活習慣の改善等が必要だとも言われていますので、各市町が実施している認知症予防教室等に参加するなど対応をお願いします。



※ 兵庫県作成の認知症チェックシートは、DASC-21 を県民にわかりやすくしたものです。専門職向けの DASC-21 に関する最新情報（マニュアル等）は右記のホームページを参照ください。 ⇒ <http://dasc.jp/>

### ■ 認知症の初期のサイン

若年性認知症リーフレット(企業等・職場向け)内側をご参照ください

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/jyakunenseirifret.html>



( 電子メール施行 )  
 生支第 1784 号  
 平成26年8月18日

各市福祉事務所長 } 様  
 関係健康福祉事務所長 }

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長

## 身元不明の生活保護受給者に対する身元確認の徹底について (通知)

生活保護申請者に対する本人確認については、平成24年7月30日付け社第1610号通知に基づき、ご対応いただいているところですが、昨今、全国各地において、行方不明者をそのご家族が探されているにもかかわらず、長期にわたりその所在がわからないという事案が多く発生していることが社会的な問題となっています。

このため、本県では、県警察本部と協議の上、身元不明で生活保護を申請または受給されている方の本人確認に係る取組を、下記のとおり充実させることとしました。

つきましては、下記の取り扱いについて徹底いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 調査の充実について

身元不明者を保護したときには、従前より警察署に調査を依頼していただいておりますが、その結果、身元が判明しなかった場合は、定期的に県警本部に対し調査を依頼してください(同一人物について長期間身元が判明しない場合は、当該人物について概ね3か月ごとに調査を依頼してください)。

県警本部に提供した情報は、県警本部において行方不明者の登録情報との照合調査に使用されるとともに、県内全警察署において行方不明者を探す方への閲覧に供されます。

資料作成、依頼先等については以下のとおりです。

なお、県において状況を把握するため、県警本部に調査を依頼される際には、当課にも同じ資料を送付いただきますようお願いいたします。

##### (1) 調査依頼先 (郵送に限る)

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号 TEL078-341-7441(内線3058)

##### (2) 送付書類

- ① 別紙「身元不明者照会依頼票」(必須)
- ② 対象者の直近の写真(必須)
- ③ 対象者の保護開始時の写真(資料が残っている場合のみ)

##### (3) その他

顔写真はできる限り正面からのカラー写真とし、血液型、手術痕等の身体的特徴は詳細に記載してください。

#### 2 県ホームページへの掲載について

県では、8月13日より、ホームページにおいて、行方不明の方を探している方への情報提供を行っています(URL: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/mimotofumei.html>)。

可能な限り、ホームページに情報を掲載したいと考えておりますので、上記1により当課に情報提供いただく場合は、県ホームページへの掲載要望の有無についても併せてお知らせくださいますようお願いいたします。

担当：兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課生活保護・自立支援班  
 〒650-8567 (県庁個別番号) ・TEL (直通) 078-362-3183

<別紙>

### 身元不明者照会依頼票

以下の者を保護していますので、身元の確認を行っていただきますとともに、該当する  
と考えられる行方不明者捜索者に対して、別添の写真とともに、必要な情報について閲覧  
に供していただきますようお願いいたします。

依頼日：平成 年 月 日

氏名（ふりがな）		性別	男・女
生年月日（年齢）	※年齢は現在の年齢		
本籍地・住所地			
保護年月日	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
保護時の場所・状況	【保護時の警察からの引継ぎの有無 有・無】		
特 徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【血液型】 【その他（身体の顕著な痕跡等）】		
保護時の服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】		
保護時の持ち物			
特記事項			

【連絡先】

〒 ー	
所在地：	
組織名：	
【電話】	【FAX】